東京都市計画地区計画の決定(豊島区決定) 都市計画池袋駅西口 C 地区地区計画を次のように決定する。

名 称	池袋駅西口C地区地区計画
位 置 ※	豊島区西池袋一丁目、西池袋二丁目、西池袋三丁目及び西池袋五丁目各地内
面 積 ※	約6.3 h a
	を図ることを目標とする。

区域の整備・	土地利用の方針		劇場通り沿道では、健全な商業・業務機能の連続性の維持・向上を図る。地区全体では、駅前の都市再生等や既存の業務・宿泊施設、周辺の公共空間と連携し、にぎわいの創出及び安全で快適な歩行者ネットワークの強化とともに、池袋の玄関口にふさわしい良好な街並みの形成を図る
開発及び保全に関する方針	建築物等の整備の方針		<ul><li>1)魅力とにぎわいある回遊性が高い市街地の形成に向け、主要街路に面する建築物等の低層階において用途の制限を定める。</li><li>2)だれもが安全かつ安心して集い散策できる市街地の形成に向け、主要街路に面する建築物の用途の制限を定める。</li><li>3)健全かつ良好な街並みの形成に向けて、敷地面積の最低限度及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</li></ul>
地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	建築物等の用途の制限 ※	計画図に示す主要街路(以下、「主要街路」という。)に面する敷地は、次に掲げる建築物は建築してはならない。  1. 1階以下の階(地階にあっては、避難階に限る。以下、「低層階」という。)部分に住宅・共同住宅・寄宿舎・下宿・倉庫・自動車車庫・自転車駐車場以外の用途(以下、「商業業務用途」という。)を含まないもの。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、この限りではない。  1) 自動車車庫の出入り口、居住の用に供する玄関・階段等用途上やむを得ないもので、低層階の直上階または直下階に、その階の床面積の2分の1以上を商業業務用途とするもの  2) 建築物の用途が自動車車庫、自転車駐車場のみに供するもの  3) 区長が、公益上若しくは用途上やむを得ないと認めたもの  2. 主要街路に面する部分の低層階に共同住宅の住戸若しくは住室、寄宿舎の寝室又は下宿の宿泊室を設置するもの  3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号及び同条9項に規定する営業の用に供するもの  4. 勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝船投票券発売所

建築物の形態又は色彩	を一の敷地として使用する場合は、当該敷地面積を敷地面積の最低限度とする。  1)主要街路に面する建築物等では、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項か
その他意匠の制限	ち同条第10項に規定する営業の用に供する広告の表示若しくは掲出をしてはならない。(建築物の窓等の内側から外部に表示・掲出するものを含む)
	2) 主要街路に面して建築物の主要な出入口を設ける場合は、歩行者等からの視線を遮らない開放感あるものとするよう配慮する。
	3) 主要街路に面してショーウインドウ等を設ける場合は、夜間においても、閉鎖的な印象を与えないよう配慮する。
	4 )配管類、室外機及び屋上に設置される機器・設備は、景観に配慮した位置や目隠し等の工夫を図る。
	5)建築物の屋上部分を利用する広告塔・広告版は建築物との一体性に配慮するとともに、建築物の壁面
	を利用する屋外の広告板は集約化の工夫を図る。

※は知事協議事項

「地区計画の区域は計画図の表示のとおりである。」

理由:池袋副都心の再生に向けた、池袋の玄関口にふさわしい、良好な景観形成を図るとともに、商業・業務地として安全かつ安心して誰もが 集い散策できるにぎわいあふれる都市空間を維持・向上するため、地区計画を決定する。